

## 住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会 報告書（平成17年10月）等 ～抜粋～

○ 住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書（平成17年10月20日発表 抜粋）

2 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度の見直し

(5) 住民票の写しの交付制度等の見直し

ア 住民票の写しの交付制度については、現在でも請求事由の審査等がかなり厳格に運用されており、個人情報保護の観点から、更に厳格な運用を確保することにより適切に対応することが可能であると考えられる。

特に、国や地方公共団体の職員による職務上の請求や弁護士等の職務上の請求については、その職名又は資格及び職務上の請求である旨等を明らかにして請求する場合は、請求事由を明らかにしなくてもよいこととされている中、近年行政書士等による職務上請求用紙の不正使用等の事件が発生していること等も踏まえ、各業士からの職務上の請求に当たっては、詳細な請求事由まで明らかにさせることは必ずしも必要ないが、住民票の写しの使用目的（根拠法令等）、依頼者名、提出先については、職務上の請求であることを明らかにする観点から記載させるなど手続を明確にする必要がある。

また、請求者に対する身分証明書の提示等本人確認を徹底する必要がある。

イ 戸籍の附票とは、本籍地で作成される戸籍と住所地で作成される住民票との間を連絡、媒介して、戸籍と住民票の共通記載事項の内容を一致させるとともに、住民基本台帳の記録の正確性を確保するための帳票である。戸籍の附票の写しについては、不動産の登記等、過去の居住関係の公証が必要な場合に利用されているものであり、アに準じて手続の明確化等を図るべきである。

ウ 戸籍の謄抄本の交付制度の見直しに係る検討とも整合を図るべきである。

諮問第七十四号

個人に関する情報を保護する観点から、戸籍及び除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるところを制限するとともに、当該交付請求の際に請求者の本人確認を行うものとするなど、戸籍の公開制度の在り方を見直し、併せて、戸籍に真実でない記載がされるのを防止するため、戸籍の届出をする者の本人確認を行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。

要綱（骨子）

第一 戸籍の謄抄本・記載事項証明書の交付請求

- 一 戸籍に記載されている者等一定の者は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍の謄抄本等」という。）の交付請求をすることができるものとする。
- 二 一に規定する者以外の者は、相続関係を証明する必要がある場合、官公署に提出する必要がある場合、戸籍の記載事項を確認するにつき正当な利害関係がある場合等に限り、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。
- 三 二の規定により戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合には、二に該当することを明らかにしなければならないものとする。
- 四 戸籍の謄抄本等の交付請求をする者について、本人確認を実施するものとする。

第二 除かれた戸籍の謄抄本・記載事項証明書の交付請求

除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求についても、第一と同様とするものとする。

第三 戸籍の届出の手續

届出によつて効力を生ずべき行為について戸籍の届出をする者について、本人確

認を実施するものとする。

第四 その他

第一から第三までのほか、所要の規定の整備を行うこと。